

令和3年度における佐賀県地域職業訓練実施計画

令和3年 4月 1日

佐 賀 県
独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部
佐 賀 労 働 局

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、佐賀県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、佐賀労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

本県の労働市場の状況をみると、最近の雇用情勢は、求人が緩やかに改善しているものの、有効求職者が継続して増加しており、有効求人倍率は 1.0 倍台で推移しているが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を引き続き注視する必要がある一方、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、本県の持続的な経済成長のためには、働き方改革の推進等を通じた非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正、人材育成の強化・人材確保対策の推進などにより、労働環境の整備・生産性の向上を図ることが喫緊の課題である。

こうした中、いわゆる就職氷河期世代は、現在、30 代半ばから 40 代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、様々な課題に直面している者がおり、就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する職業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。

また、公的職業訓練による職業能力開発は、知識・技能の習得を通じて労働市場が求める労働者の人材力を高めるものであり、有効な再就職支援ツールであることから、一層積極的に取り組む必要がある。とりわけ、第 4 次産業革命の進展による技術革新に対応する人材の育成が求められている。

このため、公的職業訓練の実施に当たっては、地域の人材ニーズを踏まえ、公共職業訓練と求職者支援訓練が効果的に実施できるよう、訓練計画を関係機関と連携して総合的に策定するとともに、職業訓練への誘導・あっせん機能の強化により、就職支援の充実を図る必要がある。

特に、若年者については、完全失業率が年齢計に比べて相対的に高水準で推移していること等から、今後の本県を支えていく若年者が安定的な雇用へ円滑に移行できるよう職業能力の向上を図ることが重要である。また、女性については、出産・子育ての時期にある年齢層の就業率が低い状況にあることから、女性の活躍を促進するため、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援することが重要である。加えて、高齢者については、人生 100 年時代を迎え、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育への支援が重要である。

さらに、在職者の人的資本を高め、その蓄積により労働生産性を高めるため、企業に対し在職者訓練や生産性向上支援訓練等を活用した能力開発や自己啓発支援の実施等を促進することが必要である。

（２）令和 2 年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和 2 年度の佐賀県内における新規求職者のうち、求職者支援法第 2 条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和 2 年 11 月末現在で 12,554 人であった。

そうした中、令和 2 年度の職業訓練の受講者数は次のとおりであった。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練） 897 人（令和 2 年 11 月末現在）
- ・ 求職者支援訓練 69 人（令和 2 年 11 月末現在）
- ・ 公共職業訓練（在職者訓練） 774 人（令和 2 年 11 月末現在）
- ・ 生産性向上支援訓練 242 人（令和 2 年 11 月末現在）
- ・ IT 活用力セミナー 224 人（令和 2 年 11 月末現在）

令和 2 年度の職業訓練の就職率は次のとおりであった。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）うち
 - 施設内訓練（佐賀職業能力開発促進センター） 86.4%
(令和2年8月末現在)
 - 委託訓練（県立産業技術学院） 77.0%
(令和2年8月末現在)
- ・ 求職者支援訓練
 - 基礎コース 46.5%
 - 実践コース 65.2%

注1 求職者支援訓練については、平成26年4月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いている。

注2 公共職業訓練（施設内訓練・委託訓練）は令和2年4月から令和2年8月末までの訓練修了者等の訓練修了後3か月の就職率である。

注3 求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは、平成31年4月以降、令和2年3月末までに修了したコースの訓練修了者等の訓練修了後3か月の就職率である。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

離職者を対象とする公的職業訓練については、佐賀県内において人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等の人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、県内における公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、佐賀労働局、佐賀県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「支援機構」という。）佐賀支部をはじめとする関係地方自治体・行政機関、訓練実施機関・団体や労使団体等の幅広い連携・協力関係を密にして、佐賀県の人材育成に取り組むこととする。また、産業界や関係機関の協力も得ながら職業能力評価制度、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の普及も進めていくこととする。

(2) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

- ・ 離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した委託訓練と、佐賀県立産業技術学院及び支援機構佐賀支部佐賀職業能力開発促進センターが行う施設内訓練との役割分担を踏まえつつ提供し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施するものとする。
- ・ 本県における施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施することが困難な「ものづくり分野」において実施する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、ひとり親等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、態様に応じた職業訓練を実施する。
- ・ 出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。また、多様な民間教育訓練機関等を活用し、育児中の女性等のリカレント教育に資する職業訓練を実施し、早期就職を支援する。

- ・ これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースを引き続き実施する。
- ・ 第4次産業革命による産業構造の変化や人材の流動化に対応するため、社会人として標準的に習得を求められる基礎的なITリテラシーを習得する訓練を実施する。
- ・ 効果的な離職者訓練の実施のための取組として、県内産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。離職者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図る。
また、就職率の向上を図るため、公共職業安定所との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 委託訓練については、就職実績に応じた委託費の支給を行うほか、佐賀労働局、佐賀県、支援機構佐賀支部を中心とした協働（コンソーシアム）により、県内産業界や地域の人材ニーズに即した訓練カリキュラムの開発・検証等を推進することにより、就職率の向上を図るものとする。

① 施設内訓練に係る実施規模と分野

ア 佐賀県立産業技術学院

- ・ 産業技術学院では、高等学校新卒者や若手離転職者を対象に、ものづくり分野の職業訓練科目を設定し、施設内訓練を実施する。
生産現場で即戦力となる若手・技能者を育成するための訓練を実施する。
- ・ 令和3年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。
全ての訓練科を34歳以下、普通課程2年コースで実施する。

施設名称	訓練科名	定員
佐賀県立 産業技術学院	建築技術・設計科	15人
	機械技術科	20人
	自動車工学科	15人
	電気システム科	20人
	木工芸デザイン科	10人
合計	5科	80人

イ 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 佐賀支部 佐賀職業能力開発促進センター

佐賀職業能力開発促進センターでは、地域の事業主団体や事業主等業界の人材ニーズを基に、主にものづくり分野であって、委託訓練等民間教育訓練機関では実施が難しいコースを実施する。

(ア) 短期課程普通職業訓練

- ・ 佐賀職業能力開発促進センターでは、短期課程普通職業訓練を実施する。
(訓練期間：ものづくりベーシック科は4ヶ月、他は6ヶ月)
- ・ 令和3年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	訓練科名	定員
	CAD/NCオペレーション科	60人

佐賀職業能力開発 促進センター	溶接技術科	60人
	ものづくりベーシック科	30人
	電気設備施工科	60人
	住環境 CAD 科	60人
合 計	5科	270人

(イ) 日本版デュアルシステム（短期課程活用型）

- ・ 日本版デュアルシステム（短期課程活用型）では、概ね 55 歳未満の求職者を対象に、佐賀職業能力開発促進センターで実施する職業訓練と企業等での実習を組み合わせて実施する。（訓練期間：6ヶ月）
- ・ 令和3年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	訓練科名	定員
佐賀職業能力 開発促進センター	電気保全サービス科	30人
合 計	1科	30人

(ウ) 橋渡し訓練（集合型）

- ・ 上記（ア）訓練コース開講前に、コミュニケーション能力やビジネスマナー、各訓練科において必要となる専門基礎能力や IT に係る能力を習得する訓練を行う。（訓練期間：1ヶ月）

施設名称	定員
佐賀職業能力開発促進センター	68人

② 委託訓練に係る実施規模と分野

ア 佐賀県立産業技術学院

委託訓練では、専修学校、NPO 法人等民間教育訓練機関の様々な教育資源を活用しながら、地域の雇用情勢や産業界のニーズに的確に対応し、雇用が見込まれる分野の職業訓練を、機動的かつ弾力的に実施する。

(ア) 離職者訓練

- ・ 令和3年度に開始する訓練の訓練定員を 851 人として実施する。
- ・ 訓練分野は、雇用の受け皿として期待される介護、医療などの分野や IT、会計経理、ビジネス実務等企業の即戦力となる人材を養成する訓練を充実する。
- ・ 出産・育児等により一旦離職した女性やひとり親等が安心して職業訓練を受講できる環境を整備するため、託児サービス付及び短時間のコースを設定する。
- ・ 学卒未内定者、中高年齢者、定住外国人等、多様なニーズに配慮したコースを設定する。
- ・ 令和3年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	区分	定員
佐賀県立 産業技術学院	建設系	0人
	事務系	245人
	情報系	444人
	サービス系	62人

	介護系	60人
	その他	40人
合 計	6系	851人

(イ) 離職者訓練（障害者）

障害者委託訓練では、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓しつつ、知識・技能習得訓練コースにおいて就職支援を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

併せて、採用時に必要なコミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しい障害者に対して、就職活動や就職の実現に資する委託訓練を引き続き実施するものとする。

障害者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組として、障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練内容等の見直しを行うものとする。

また、障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

さらに、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、佐賀県障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

- ・ 令和3年度に開始する訓練の訓練定員を53人として実施する。
- ・ 障害のある方の職業的自立を支援するため、各人の能力や適性に応じた職業的基礎と技能を身に付ける職業訓練を実施する。
- ・ 令和3年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

訓練コース名	訓練期間	定員
知識・技能習得訓練コース	3か月	12人
実践能力習得訓練コース	3か月	12人
eラーニングコース	4か月	5人
特別支援学校早期訓練コース	2か月	24人
合 計		53人

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

在職者訓練については、県内の産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

効果的な在職者訓練の実施のための取組として、県内の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により行うものとする。

また、佐賀職業能力開発促進センターに設置した生産性向上人材育成支援センター

では、中小企業の生産性向上に必要な生産管理や従業員の IT 利活用等（全ての従業員が今後標準的に装備することが期待されているもの。）の習得に資する訓練を実施する。

① 在職者訓練に係る実施規模と分野

ア 佐賀県立産業技術学院

- ・ 令和 3 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

(ア) レディメイド訓練

- ・ あらかじめテーマ、訓練実施日時等が設定したうえで在職者技能向上訓練を実施し、県内企業の人材育成を図る。

施設名称	担当科	コース数	定員
佐賀県立 産業技術学院	建築技術・設計科	1	15 人
	機械技術科	2	16 人
	自動車工学科	1	10 人
	電気システム科	2	20 人
	木工芸デザイン科	1	10 人
合計	5 科	7 コース	71 人

(イ) オーダーメイド訓練

- ・ 県内企業が「必要なときに」「必要な訓練を受ける」ことができる「オンデマンド型」の在職者技能向上訓練を実施することにより、県内企業の競争力を高め、持続的な発展に寄与する人材育成を図る。

令和 3 年度実施計画 30 件

イ 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部 佐賀職業能力開発促進センター

- ・ 令和 3 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

(ア) 在職者訓練

- ・ ものづくり分野を中心に、事業主等の人材育成ニーズに基づき計画・実施するレディメイド訓練や、事業主団体及び事業主等の要望に応じて実施するオーダーメイドセミナーを行う。

施設名称	訓練分類	コース数	定員
佐賀職業能力開発 促進センター	機械系	20	200 人
	金属系	13	130 人
	電気系	13	130 人
	居住系	8	80 人
合計	4 系	54 コース	540 人

令和 3 年度実施目標値 400 人

(イ) 生産性向上支援訓練

- ・ 企業の生産性向上に必要な生産管理、品質管理、原価管理、物流及びマーケティング等に関する知識やスキル及び情報セキュリティ等の IT 理解・活用力を習得するため、民間機関等を活用した職業訓練を行う。

令和 3 年度実施目標値 490 人

(4) 求職者支援訓練の対象者数等

① 実施規模と分野

- ・ 計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、訓練認定規模 510 人を上限とする。
 - ・ 求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する基礎コースと、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する実践コースを設定する。
 - ・ その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。
 - ・ 実践コースについて、成長分野や基幹産業でより横断的に活用できる技能の習得や安定した就職の実現に資するよう、地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野や特定の対象者を念頭に置いた訓練コースの設定にも努めることとする。
 - ・ 県内において訓練機会の提供が不足している地域について、地域ニーズ枠を設定することとし、当該地域の訓練ニーズ及び公共職業訓練（離職者訓練）の実施状況等を踏まえた上で、認定規模の 20%以内で設定することとする。
 - ・ 子育て中の女性の再就職を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
 - ・ 求職者支援訓練のうち、次の上限値以下で新規参入となる職業訓練を認定する。
 - イ 基礎コース 上限値 30%
 - ロ 実践コース 上限値 30%
 - ・ 求職者支援訓練は、四半期ごとに認定することとし、申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、
 - イ 新規参入枠については、職業訓練計画案等が良好なものから
 - ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- 令和 3 年度の訓練認定分野、規模及び認定における規定は以下のとおりである。

佐賀県における令和 3 年度の求職者支援訓練の実施規模と分野【暫定】

	基礎コース		実践コース					小計	合計
		地域ニーズ枠 (※2)	IT(情報技術) 分野	介護福祉分野	医療事務分野	営業・販売・ 事務分野	その他の分野		
令和 3 年 4～6 月	60	(15)	15	15	15	60		105	165
令和 3 年 7～9 月	60			15	15	45		75	135
令和 3 年 10月～12月	60		15			30		45	105
令和 4 年 1月～3 月	60				15	30		45	105
計	240	(15)	30	30	45	165	0	270	510

※1 1 訓練コースの定員数は、8～15 人とする。

※2 基礎コースの「地域ニーズ枠」は、ハローワーク武雄・鹿島管轄区域内（武雄市、鹿島市、嬉野市、藤津郡、杵島郡）において実施する優先枠として設定し、それぞれの認定枠の内数である。なお、当該枠の認定がない場合、翌期以降に同じ地域ニーズ枠として設定することができる。

※3 「その他の分野」については、表示している実践コースの分野以外で、特に佐賀県において求人ニーズが高い職種とする。

- ※4 基礎コース、実践コースの各分野で、同月、同地域（ハローワーク管轄単位）が両方同じ認定申請が複数重なった場合は、同一開講月、同一地域の重複を避けるため、重複しない開講月、地域の申請を優先する。
- ※5 新規参入枠（規模）は、四半期ごとに、基礎コースは 30%以内、実践コースは分野全体の 30%以内とするが、1 コースの定員に満たない場合であっても、1 コースは枠として設定できることとする。また、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。
- ※6 認定枠が1コース分しかないコース、分野に対して、実績枠と新規参入枠の申請があった場合には実績枠を優先する。
- ※7 基礎コース、実践コースの各分野で認定数が上限を下回った場合、翌期以降の同コース・同分野に繰り越すことができる。
- ※8 実践コースの全国共通分野（情報、介護・医療・福祉、医療事務）で認定数が上限を下回った場合には、申請の状況及び次期以降の計画等を鑑み、必要に応じ、同一認定期間の「営業・販売・事務分野」または「その他の分野」に振り替えることができる。
- ※9 実践コースの全国共通分野以外の訓練分野（営業・販売・事務、その他）のいずれかで認定数が上限を下回った場合には、申請の状況及び次期以降の計画等を鑑み、必要に応じ、同一認定期間の他方の分野に振り替えることができる。
- ※10 第3四半期及び第4四半期においては、前期の繰り越し分について、基礎コース・実践コース間の振り替えや実践コースの他の分野への振り替えを行うことができる。
- ※11 実践コースの各分野で、第4四半期において認定数が上限を下回り1コースに満たない端数が生じた場合、当該端数を集約して、別途指定する分野に振り替えることができる。
- ※12 認定は、四半期毎に行う。認定単位期間毎の具体的な内容は、佐賀労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部のホームページで周知する。

4 公的職業訓練受講者等に対する就職支援等の充実

- ・ 公的職業訓練受講希望者には、公共職業安定所においてジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた訓練コースの選択を支援する。特に長期失業者、正社員経験が少ない者や学卒未就職者については、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、就職に向けて担当者制等によるきめ細かな支援を行い、就職後においても職場定着支援を実施する。
- ・ 訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ 訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に作成支援したジョブ・カード等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

5 推進体制

- ・ 公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、佐賀労働局・佐賀県・支援機構佐賀支部が一体的に公的職業訓練の実施に係る調整を行っていくことはもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・

協力が求められる。また、その際、訓練カリキュラム等の見直しも含め、訓練の実施結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための取組が必要である。

このため、令和3年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

- ・ 地域訓練協議会においては、公的職業訓練に係る訓練分野及び訓練規模、時期、地域等について具体的な調整を行うため、佐賀労働局職業安定部訓練室、佐賀県産業労働部産業人材課、支援機構佐賀支部からなるワーキング・チームを開催し、地域の産業ニーズを踏まえた訓練内容の検討を行う。
- ・ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、キャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、受講者の能力及び適性に応じた訓練を実施するとともに、公的職業訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、佐賀県地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

6 就職率の目標

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）受講者の訓練3ヶ月後における就職率は、施設内訓練で80%、委託訓練で75%を目指す。
- ・ 公共職業訓練（障害者等に対する委託訓練）受講者の訓練3ヶ月後における就職率は、55%を目指す。
- ・ 求職者支援訓練受講者の雇用保険適用就職率は、基礎コース58%、実践コース63%を目指す。

令和3年度における佐賀県地域職業訓練実施計画総括表

分野	総計	公共職業訓練						求職者 支援訓練
		離職者訓練				在職者訓練		
		施設内訓練		委託訓練		施設内訓練		
		佐賀職業能力開 発促進センター	県立産業技術学院	県立産業技術学院	県立産業技術学院 (障害者)	佐賀職業能力開 発促進センター	県立産業技術学院	
基礎分野	500人	導入訓練 68人		IT初級科 172人 IT初級・ビジネススキル科 20人				240人
電気・電子関係	270人	電気設備施工科 60人 電気保全サービス科 (デュアル) 30人	電気システム科 20人			電気・電子系 (120人)	電気システム科 20人	
機械関係	300人	CAD/NCオペレーション科 60人 ものづくりベーシック科 30人	機械技術科 20人			機械系 (170人)	機械技術科 16人	
自動車関係	25人		自動車工学科 15人				自動車工学科 10人	
金属関係	190人	溶接技術科 60人				金属系 (130人)		
建設関係	160人	住環境CAD科 60人	建築技術・設計科 15人			居住系 (70人)	建築技術・設計科 15人	
木工関係	20人		木工芸デザイン科 10人				木工芸デザイン科 10人	
介護関係	90人			介護福祉士養成科 10人 介護員養成科 25人 介護職員初任者・実務者研修科 25人				30人
販売・事務関係 (うち医療事務) (100人)	744人 (100人)			IT初級～中級連続科 190人 IT初級・Web科 42人 IT中級科(RPA基礎習得付) 40人 会計事務実践科 44人 会計パソコン科 44人 企画・販売実務科 22人 登録販売者養成科 22人 医療事務養成科 45人 医療事務・介護事務養成科 20人 医療事務・医師事務作業補助 50人				225人 (45人)
IT関係	30人							30人
その他	183人 うち障害者訓練 (53人)			保育士養成科 15人 栄養士養成科 10人 美容師養成科 5人 調理師養成科 10人 その他 40人	知識・技能習得訓練コース 12人 実践能力習得訓練コース 12人 e-ランニングコース 5人 特別支援学校早期訓練コース 24人	測定・検査 (20人) 設備保全 (30人)	オーダーメイド訓練 (30件)	0人
合計	2,497人	368人	80人	851人	53人	計画数400人 (540人) ※参考 生産性向上支援訓練 《490人》	71人	510人

※1 この総括表は、令和3年度において佐賀県内で実施されるすべての公的職業訓練を訓練分野・実施施設等ごとに区分したものである。
 ※2 分野区分については、各実施施設における統計上等の分類方法によらず一般的に分かりやすい表記とした。
 ※3 このうち「基礎分野」は、求職者支援訓練の基礎コースと同様の「多くの職種に共通する基本的能力を習得するための」訓練コースを分類した。
 ※4 佐賀職業能力開発促進センターの在職者訓練の()は、レディメイド訓練の定員。
 ※5 産業技術学院のオーダーメイド訓練は訓練コース数により計画しているため、定員人数には含まない。

令和3年度離職者訓練実施計画参考資料（施設内訓練、委託訓練、求職者支援訓練）

【佐賀県内全体】

○職業能力開発施設：ポリテクセンター佐賀、佐賀県立産業技術学院

○ハローワーク：佐賀、唐津、武雄、伊万里、鳥栖、鹿島

※ [緑色] …唐津・伊万里地区実施 [茶色] …武雄・鹿島地区 [青色] …鳥栖地区実施 他は佐賀地区実施

○人手不足分野：介護系分野、警備・保安系分野、輸送サービス系分野、建設分野

訓練区分	訓練分野	R3年度計																									
		R3年度計		4月開講コース		5月開講コース		6月開講コース		7月開講コース		8月開講コース		9月開講コース		10月開講コース		11月開講コース		12月開講コース		1月開講コース		2月開講コース		3月開講コース	
		コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数
国庫委託訓練	農業・林業・鉱業系	0	0																								
国庫委託訓練	建設系	0	0																								
国庫委託訓練	製造系	0	0																								
国庫委託訓練	事務系	11	245	1	22					2	47	1	22	1	20					2	45						
国庫委託訓練	情報系	21	444			1	22	1	22	1	22	1	20	1	22	1	20	1	22	1	20	1	22	1	20	1	22
国庫委託訓練	サービス系	9	62	7	35									1	22												
国庫委託訓練	介護系	4	60	3	35																						
国庫委託訓練	その他	2	40																							2	40
都道府県立校施設内訓練	農業・林業・鉱業系	0	0																								
都道府県立校施設内訓練	建設系	1	15	1	15																						
都道府県立校施設内訓練	製造系	4	65	4	65																						
都道府県立校施設内訓練	事務系	0	0																								
都道府県立校施設内訓練	情報系	0	0																								
都道府県立校施設内訓練	サービス系	0	0																								
都道府県立校施設内訓練	介護系	0	0																								
都道府県立校施設内訓練	その他	0	0																								
ポリテク施設内訓練	農業・林業・鉱業系	0	0																								
ポリテク施設内訓練	建設系	4	60					1	15					1	15					1	15					1	15
ポリテク施設内訓練	製造系	10	150	1	15			2	30					2	30	1	15			2	30					2	30
ポリテク施設内訓練	事務系	0	0																								
ポリテク施設内訓練	情報系	0	0																								
ポリテク施設内訓練	サービス系	6	90	1	15					1	15			1	15	1	15					1	15			1	15
ポリテク施設内訓練	介護系	0	0																								
ポリテク施設内訓練	その他	4	68			1	17					1	17					1	17						1	17	
求職者支援訓練	農業・林業・鉱業系	0	0																								
求職者支援訓練	建設系	0	0																								
求職者支援訓練	製造系	0	0																								
求職者支援訓練	事務系	14	210	5	75					4	60					2	30					3	45				
求職者支援訓練	情報系	2	30	1	15											1	15										
求職者支援訓練	サービス系	0	0																								
求職者支援訓練	介護系	2	30	1	15					1	15																
求職者支援訓練	その他	16	240	4	60					4	60					4	60					4	60				
合計		110	1,809	30	372	4	86	6	107	13	219	4	81	7	124	13	222	4	81	6	110	11	184	4	79	8	144

委託訓練
 【事務系】 会計パソコン科、会計事務実践科、IT初級・ビジネススキル科
 企画・販売実務科、医療事務養成科、医療事務・介護事務養成科
 医療事務・医師事務作業補助科、医療事務養成科
 【情報系】 IT初級科、IT初級～中級連続科、IT初級・Web科、IT中級科
 【サービス系】 保育士養成科、栄養士養成科、美容師養成科
 調理師養成科、登録販売者養成科
 【介護系】 介護福祉士養成科、介護員養成科、介護職員初任者・実務者研修科
 【その他】 開始月も含めて、今後の情勢等を鑑み適宜実施するもの

県立校施設内訓練
 【建設系】 建築技術・設計科
 【製造系】 機械技術科、電気工学科、自動車工学科
 木工芸デザイン科

ポリテク施設内訓練
 【建設系】 住環境CAD科
 【製造系】 CAD/NCオペレーション科、溶接技術科、ものづくりベーシック科
 【サービス系】 電気設備施工科、電気安全サービス科
 【その他】 導入訓練

求職者支援訓練
 【事務系】 医療事務科、不動産ビジネススキル習得科
 パソコン経理・総務事務科
 【介護系】 介護職員研修・パソコン科
 【情報系】 IT分野訓練
 【その他】 基礎コース
 ※計画数は四半期毎の数、コース数は1コース15人定員として計上